

# こんな相談を頂いています！

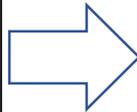
## R6.11月の相談より 抜粋

\*QAでは「こんな質問がきています！」という紹介をさせていただき、**回答内容は実際に回答しているうちの、ほんの一部だけ**を載せています。



**Q**

特定事業所加算Ⅱの人員基準について教えてください。管理者1名、常勤2名、計3名、全員常勤で主任介護支援専門員なのですが、特定事業所加算Ⅱはとれる

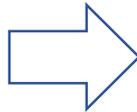


**A**

特定事業所加算の算定につきましては、いただいた質問の条件で人員的には算定可能と思われます。詳細につきましては、川崎市のHPに掲載されていますので、ご確認ください。

**Q**

訪問マッサージの利用についての相談です。訪問マッサージの2箇所利用が可能かどうか、自分なりに調べてみたのですが、回答が上手く見つけれず、知恵袋さんにご相談してみようと思いました。

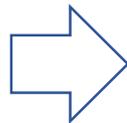


**A**

川崎市鍼灸マッサージ協会に問い合わせた結果、複数事業所によるサービス提供はあまり好ましくないとの事でした。複数の事業所を利用するという方法以外に週3日対応可能な事業所に変更するという方法もあるかと思いますので検討してみてくださいはいかがでしょうか。

**Q**

他の居宅介護支援事業所に利用様を引き継ぐ際に秘密保持などの法的根拠など考えた場合、円滑に引き継ぐためには直近のプランがあったほうがスムーズにいくのかとも考えますが、プランの交付は担当者会議など明記された事業所とありますので、安易に渡すべきものではないのかなと悩んでいます。

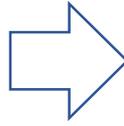


**A**

気にされている機密保持については、現在進行している、支援の範囲でのことであると考えました。現在のサービスの継続を利用者様が希望されており、それを引き継ぐ形でのことであれば、利用者様の同意を得たうえでケアプラン等をお渡しすることは利用者様にとって負担なく円滑にサービス継続できるのではないかと考えます。

Q

ケアプランにサービスを位置付ける時、保険者のルールに則るのか、利用する事業所の自治体ルールに則るのか…。  
川崎市外の保険者の利用者様なのですが、事業所は川崎なので、どうしたものかと迷っています。



A

利用者様の保険者が川崎市外であれば、その保険者のルールに則ってサービスの提供になると考えます。

## ご相談者様からの声



川崎市鍼灸マッサージ協会」に問い合わせることは、自分では思いつきませんでした。身近なところにあるのに…一人では気が付かないものですね。大変参考になりました。知恵袋に相談した後、担当の鍼灸師さんも国保連に問い合わせてください、患者一人に対して主治医が書ける同意書は一通で、主治医が知らずに2通の同意書を書いてしまった場合は、後から発行されたものが採用されるため、最初に発行された同意書は請求が通らないことになるそうです。これで、2か所の事業所が入れないことを根拠をもってご家族に説明できます。知恵を絞っていただき、ありがとうございました。相談して良かったです！！



この度はご回答いただきありがとうございました。利用者の同意を得、不利益にならずスムーズに引継ぎが出来るように考えたいと思います。お忙しい中、ありがとうございました。